

強制仲裁判度と争議権：フランス労働法における一 課題

深山, 喜一郎
九州大学法学部

<https://doi.org/10.15017/14359>

出版情報：法政研究. 24 (1), pp.109-124, 1957-07. 九州大学法政学会
バージョン：
権利関係：

強制仲裁制度と争議権

——フランス労働法における一課題——

深 山 喜 一 郎

I 序 説

労働関係につき労使の意見の合致をみず、遂に実力的対抗状態——労働争議が発生したとき、これを如何に平和的に処理するかは、近代産業国家において、その労働政策の中核をなすものである。争議より生ずる生産の停滞、労働者の賃金の喪失は、独り当事者の損失たるに止らず、広く国民生活をおびやかす、社会不安を惹起する。このことは近代産業が単なる私的活動たるを越え、その労働関係が私的關係から社会的關係たる性格を持つに至つたことを示すに他ならない。かゝる企業の社会性は、その独占化の傾向と共に、いよいよ増大するであろう。こゝに国家は何らかの形で労働争議に介入する必要を認めるのである。

勿論、労働争議に対する国家権力の介入は、何れの時代にも存したのであるが、その意味するところは決して同一ではない。即ち、公式的にこれを把えれば、争議に対する国家の態度は、まづ労働者の団結に対する弾圧として現われ、労働者の争議行為に刑罰を以て臨んだ。次の段階では、争議行為はかゝる刑事制裁を免れ、自由な行為として認められるのであるが、反面、市民法的契約理論の制肘を受けた。最後に労働者の団結権、争議権が確立されるころでは、争議行為は、以上のような刑事的、民事的制約から完全に脱却するのであるが、それでも争議権は社会平和と

の調和を求められる。かゝる要請より生れたものが労働争議調整制度である。

従つて争議調整制度の第一の問題は争議権と社会平和の要請の關係において現われる。本稿はフランスの団体的争議調整制度⁽¹⁾、特に仲裁制度において、この問題がどのように論ぜられてゐるかを研究したものである。

(一) フランス法においては、労働争議を団体的争議 (conflict collectif) と個人的争議 (conflict individuel) とに區別し、夫々異つた調整機構を以て対処してゐる。団体的争議と個人的争議の區別については P. DURAND, *Traité de Droit du Travail*, tome III, p. 945 et s. ; A. ROUAST et P. DURAND, *Précis de Législation industrielle*, pp. 301—303. 参照。社会平和との關係で重要なものは団体的争議であること勿論であり、これは、ほと、わが國の労働法第六條の定義する「労働争議」に相当する。従つて本稿で「争議」「労働争議」といふのは、すべて“conflict collectif du travail”を意味する。

一 争議権に関する立法の変遷

およそ労働争議調整制度は、争議権乃至は争議の自由の認められぬ所には存しない。これは争議調整制度の本質からして当然のことであるが、そこから、かゝる制度に関する研究が、まづ、争議権の歴史より始められねばならないことが理解されるであろう。

フランスにおける争議権は一般に一八六四年五月二十五日法によるコアリシオンの法認にはじまるとされている⁽²⁾。これより先、フランスは一七八九年の大革命により、近代的自由主義国家へと移行し、資本主義的社会機構が整備されつゝあり、そこでは資本家と自由なる労働者による近代的労働關係が展開されてきたのである。然るに一七九一年六月一四日法(シャブリエ法)は、労働の自由、取引の自由の名の下にあらゆる職業的団結を禁止した。同法は労働者の団結を、フランス憲法の禁止する中世の特権的同職組合 (corporation, jurande) と同視したのである⁽³⁾。然し、かゝ

る同職組合と労働組合の質的相異は明らかであり、又、こうした禁圧にも拘らず、自然発生的に成長しつゝあつた労働者の団結は、これを否認し続けることはできなかつた。^(四)即ち、一八六四年、遂に国家はコアリシオンを犯罪とする刑法を改正したのである。尤もこの法認は、争議権の確認とは言いえず、かつ単なる争議団結、成の自由を認めたと過ぎないものであつて、争議遂行の基盤たるべき永続的団結——労働組合の法認は更に二〇年後の一八八四年三月二一日法を待たねばならなかつた。

この時代の労働運動の盛り上りはパリ・コンミュンに表徴されるが、同じくフランス資本主義もその成長期から成熟期に移りつゝあり、かくて巨大化された両陣營の抗争は次第に激化されていつたのである。

他方、当時の自由主義的法の原則は、労働争議の如き私人間の紛争の解決に国家権力が関与することを否定し、当事者も自らの手によつて処理することを欲していた。然し、争議の規模が次第に大きくなり、かつ前述したように、その社会的影響からして、最早その解決を当事者に放任しておくことが極めて有害であると考えられるに至れば、当然、国家はその対策を考えねばならなかつた。フランスでは、一九世紀末以後がこの時期にあたる。

然し、このように強力なフランス労働運動の支柱となつた争議権は、必ずしもその法律上の性格において、権利として十分なものを有しなかつた。^(五)それは前述したように、むしろ争議の自由として考えらるべきで、権利として確立されたのは、実に一九四六年十月二七日の第四共和国憲法によるものである。^(五)

(一) DURAND, *op. cit.*, p. 702 et s.; ROUAST et DURAND, *op. cit.*, p. 285 et s.

(二) 同法は使用者の団結をも勿論禁じたものである。然しながら、現実はこの法律によつて弾圧を受けたのは、殆んど全部が労働組合であつた。仮に一部の論者の言うが如き労働者階級の弾圧というような政策目的がなかつたとしても、当時の資本主義の発展段階においては、使用者には団結の禁止は殆んど何の苦痛でもなかつたであらう。同法の成立過程、意義等につ

いては、恒藤武二・『フランス労働法史』（法學理論篇三〇卷、日本評論新社）参照。

(三) 一七九一年法によつて禁止された労働組合は、共済組合、友愛組合の仮面をかぶつて、實質的には存在を続けていた。

(四) 争議権の権利としての把握は、必然的に刑事免責と共に民事免責を伴わねばならぬ。当時フランスにおいては、正当な争議行為であつても、それは常に労働契約の断絶 (rupture) を来たすものとされていた。

(五) 一九四六年憲法は、前文の中で争議権を規定したところから、その効力について争いを生じた。そして又、その規定が、争議に対して新たな法的性格を付与するものであるか或は単に従来認められて来た程度の争議権を確認したにすぎないかが論争されたが、破毀院は前説をとり、現行憲法の下では、争議権の行使が労働契約の解消をきたすことはないと判示した（一九五一・六・二八破毀院民事部判決）。

下級審の判決の多くは、それ以前にこの考え方をとるものが多くなつて来た (cf. *Droit Social*, 1949, No. 4, p. 154 et s.)。一九五〇年二月一日法は「ストライキは労働者の責に帰すべき重大な過失なき限り労働契約を解消しない」と規定し、この考え方を確定した。

二 団体的争議調整制度に関する立法の沿革

フランスにおける最初の団体的争議調整制度についての立法は一八九二年二月二十七日法である。同法成立の時代的背景については前に略述した。然し、この法律は必ずしも争議の平和的解決について十分な効果を有しなかつたと言われている⁽¹⁾。そこでは当事者がその紛争の解決をかゝる手続に求めるか否かは、全くその自由な意思に任され、かつ仲裁々定も当事者の受諾によつて、はじめて拘束力を生ずるのである。従つて同法は、調停、仲裁の制度を設定したというよりも、単に雇主及び労働者に、紛争解決に當つて考慮さるべき、標準機関を提供したに止つた。調停委員会及び仲裁委員会も、一定の事件のために、かつ当事者の意思のみに基いて構成され、常設裁判権を設けざる標準機関⁽²⁾でしかなかつたような同法は、任意調停・仲裁以前とさえいえるものであつた⁽³⁾。

以上のように徹底した自由主義、任意主義を貫く一八九二年法に対して、次の一九三六年二月三一日法は、これと全く反対に強制主義に徹していた。^(四)このことは、たとえ旧法に対する批判の結果であるとはいへ、当時の社会状況を無視しては論じえない。

一九三六年は、フランス労働法史上、忘れることのできない重要な年である。同年六月八日のマティニオン協定、六月二四日の労働協約法、一二月三一日の団体的労働争議調停仲裁法等、一挙に労働諸法規が整備されている。この開花は決して偶然のことではなかつた。これを要請する社会的基盤が、既に数年来醸成されていたのである。第一次大戦後の復興に立ち上つたフランスでは、幾度か景気変動による経済の上下はあつたけれども、アメリカに於けるが如き極端な揺れをみせなかつた。しかし、このことはフランス資本主義の健全性を示すものではなく、復興途上という特殊の条件と、その資本主義の後進性の表示にすぎず、かゝる表面的経済の上昇線は逆に危機への漸進的移行に他ならなかつた。労働運動についてみれば、一九二〇年、第三インター加盟をめぐつて分裂したC・G・T・とC・G・T・U・は、ドイツ、イタリアにおけるファシズムの抬頭に対抗すべく、その統一が促進され（一九三五年パリ大会で統一決議、三六年実現）、これは更に人民戦線へと発展した。かくて再び強力な統一組織を持つに至つた労働者は、次第に急迫しつゝあつた生活の困難——労働条件の實質的低下に対して強硬なストを以て対抗し、その改善を迫ると共に政治的にも人民戦線を後楯とするレオン・ブリュムを首相とするに至つた。このように、いまや爆発寸前にあつた資本主義の矛盾、労働者の全国的統一組織の実現、更にこれを背景とした革新政権の三者の合流に一九三六年を見なければならぬ。ブリュムは当時の社会的危機を脱するため、労使代表をマティニオン官邸に招集し、遂にマティニオン協定締結に成功したのであるが、この協定の内容は一九三六年六月二四日の労働協約法に織り込まれたのである。そしてこれと並行してあらゆる労働争議を平和的に処理すること、特に協約法に定める労働協約の締結を容易ならし

めるために制定されたのが、同年二月三十一日の国体的労働争議の調停及び仲裁手続に関する法律であつた。^(五)

同法は、商工業におけるあらゆる団体的争議は、ストライキ又はロック・アウトに至る前に、必ず、調停及び仲裁手続に付せらるべき旨規定した。即ち一八九二年法の任意主義から、一転して徹底的強制主義を採つたのである。尤も同法は、かく劃期的立法であつたといへ、全六条より成る暫定的法律であつて、その後の一九三八年三月四日法により漸く調停、仲裁手続の詳細が確立された。^(六)

以上のように一九三六―三八年法の推進者は労働者自身であつた。彼らが自らの最大の武器たるストライキの制限を受けても尙強制仲裁を受け容れたのは、国家権力が彼らの側にあつたからに他ならない。そうした現実強制仲裁による結果が、ストライキにより獲得されうるものと同等或いはそれ以上のものである可能性を予期せしめたのである。従つて後年、ブリュムの右傾化と共に、労働者がこの強制調停、仲裁法を、彼らのストライキ権を不当に侵害するものと考えるに至つたのも当然のことであつた。^(七)だが、何れにもせよ、この法律が団体的争議の平和的解決に貢献した事実については、何人もこれを疑つてはいない。

一九三六―三八年法は、第二次世界大戦勃発と共に一九三九年九月一日の命令によつてその効力を停止された。

一九五〇年二月一日法は、一九三六―三八年法を廃止して新たな争議調整制度を定めたのであるが、旧法との相違は仲裁が任意的なものとなつたことである。はじめ政府案は、旧法のそれと同じく強制調停、仲裁を規定していた。^(八)

ところがこの政府案は、思わぬ反対に遭つたのである。使用者が強制仲裁により或る程度経営の自由を制限されるとし、労働者はそれが争議権の制限であるとして反対するであろうことは或程度迄予想されていた。然しながら、これらの反対に加えて、政府案の修正を決定的ならしめたのは一九四六年憲法であつた。即ち「罷業権はこれを規制する法律の範囲内で行使される」という前文の規定は、戦前に見られなかつた争議権の確認として、強制仲裁制度に関

する立法にも制限を加えるものと論ぜられたのである。議会における討論に先立つて意見を徴された経済審議会は、「政府案は……憲法で保障された罷業権を侵害するものである」として全会一致で否認してしまつた。この意見は議会においても通り、結局、強制調停と任意仲裁という妥協的現行法を成立せしめたのである。

団体的労働争議調整制度についての立法において、このような基本原理の激しい変動は、一体何を示すものであろうか。

この種の制度が、すぐれて政策的なものとして、時の政治権力や労使の実力関係から考察さるべきことは、特に一九三六年法に関して述べたところであるが、現在においては、更に争議権（特にストライキ権）との関連においてその意味で極めて法学的問題として——困難な問題を提出しているのである。

こゝにわれ／＼は、争議権の尊重と争議の平和的处理というはじめの課題に帰るのである。

(一) 石崎政一郎『新仏国労働争議調停及仲裁法』法学、七卷、六号、六二頁。

(二) ビック、『労働法』下巻（協調会訳）五一九—五二〇頁。

(三) 同法を企業の社会的機能の面から把て紹介されたものとして、菊池勇夫、『労働争議調停法の改正問題—企業の社会的機能と調停の社会経済的機能—』法律時報五卷一号、一六一—一八頁。（同著「労働法の主要問題」所収）がある。

(四) 一九三六年法及び一九三八年法については、石崎・前掲論文（七卷六、七、九、十各号）に詳しく紹介されている。

(五) 一九三〇年代の労働立法とその政治的背景については、恒藤・前掲書、一一九頁以下を参照されたい。

(六) 一九三八年法は、従来不明確であつた仲裁人の権限を限定し、他方高等仲裁法院 (La Cour supérieure d'arbitrage) なる特別裁判機関を設置するなど、フランス労働争議調整機構に著しい進歩をもたらした法律であり、その構造は、今日尚維持されている。P. DURAND, *op. cit.*, p. 926 et s.

(七) これを示すものとして、はじめ仲裁裁定に対する違反は、労働者には殆んど見られなかつたが、後次第に労働者側の違反

が増している。こうした点からする一九三六—三八年法の研究としては、向井喜典・『フランス強制仲裁制度の展開、確立過程』(『経済論叢七六巻、四号)がある。

(八) 尤も政府案も、旧法の如く厳格な強制主義ではなかつた。即ち、その違反に対する刑事制裁は、使用者にのみ、極く軽いものが規定されていたにすぎないという。Charles CAPEAU, *La convention collective du travail*, 1951; p. 116.

(九) 議会における反対理由は、多く同法案の法技術的欠陥に向けられていた。然しながら、それが反対の眞の動機ではなかつたことは、多くの人によつて指摘されてゐる。例えば、DURAND, *op. cit.*, p. 933; CAPEAU, *op. cit.*, pp. 117—118; Jacque TESSIER, *Arbitrage facultatif ou arbitrage obligatoire ?*, *Droit Social*, 1954. p. 82. etc.

II 仲裁の強制性と争議権の相克

団体的労働争議の調整に関する立法は、常に強制的要素を有する。

言うまでもなく、合意は強制よりも、よりよく当事者により遵守されるものである。従つて争議の解決が、当事者の合意により、常に平和的に求められうるものである限りは、敢えて国家の権力干渉を必要としない。当事者の自主的解決は、それが直接交渉によつて求められることもあるうし、或は第三者の仲裁に求めることもあるう。後者においても、紛争の解決を仲裁に求めることは当事者の本来の権利であつて、特別の立法をまつまでもない。このことから逆に見れば、争議の平和的解決のための調停及び仲裁に関する特別立法は、かゝる当事者の自主的解決を否定する現実を予想しているのである。然る以上、争議調整制度の立法にあつては、既に任意仲裁—その本来的性格において—は論議の枠外にあるといえるであろう。一般に任意仲裁制度と呼ばれているものについても、それが制度として法定化された機縁において、既に任意仲裁とは異質の何ものが見られるのである。

このような調整制度の強制的要因は、争議権保障以前にあつても、常に当事者の権利乃至は自由と矛盾することゝなる。而して争議権保障以後においては、特に労働者の罷業権の制限として現われるところに、最も重要な労働法上の問題をみるのである。一九五〇年二月一日法について、特に強制仲裁か任意仲裁かが争われたのは、かゝる意味において理解さるべきであらう。

一 法案審議過程における論争

新法制定にあつて、政府原案が強制主義を貫くものであつたこと、及び同案に対する経済審議会の意見については前述した。こゝでは、議会における審議過程に現われた論争を見ることにする。

討議に際しての首相の言明は、争議権に関する政府の見解を示すものとして注意さるべきである。

「強制仲裁は、憲法自身がこれを定めているように、この権利（罷業権：筆者）を組織し、規制するものである。政府が定めたシステムにおいては、使用者が仲裁々定を履行しない場合のストライキは正当なものである。

明らかに強制仲裁は一種の訴訟的手続であつて、今日われゝがこれを原案に書入れたことを非難する者は、かつてこれを認めたら人達なのだ。

罷業権は他に正義を獲得する方法がない場合に、失望と力とが彼らに残した方法により、最後の手段として正義を彼らに行わしめるための、労働者の権利である。

これは正しく国家間に行われているところであつて、国家においては、この権利は戦争に訴える権利と呼ばれている。われゝは国際社会において今後戦争がないように努力してきたし、今もこれを諦めてはいない。

私は、ストライキとかロック・アウトとか呼ばれている暴力の行使を阻止することが国民間の平和を守るべき国家の第一の義務である、ということに公然と反対する者はいないと思う。強制仲裁は社会の進歩に役立つ。今次大戦ま

で続けられた一九三六年の経験は、いみじくもこれを証明している……⁽¹⁾」
 こうした主張に対して、反対論は前述の経済審議会の意見に代表されるのであるが、更に次のような意見が述べられてゐる。

「……労働者及び使用者の一致した意見、更に労働者、使用者何れにも与しない経済審議会の意見に反して、世論のみが有効なサンクショ^ンたるべき領域において、世論がその原理を受け容れないときに自己の意見を押し通そうとすることは、全く無効な、従つて危険なやり方であると言わねばならない……。要するに私の言わんとすることは、強制仲裁は、労使の団体がその原理を認めるときには、その制度を採るもよかろうとするにある。今日、強制調停の理念は認められてゐるからこの強制調停制度を作り、任意仲裁の理念も一致して認められてゐるから任意仲裁制度を作らう。社会領域における他のものと同様に、この方法（争議調整制度…筆者）においても、法律は現実に従い、これに適合すべきである。⁽²⁾」

以上の討論は、それが議会におけるものであるため、特に政治的配慮の上になされたことは当然といえよう。たゞ注意すべきは、首相の言明に示されてゐるところでは、労働者の争議権が使用者の夫と同列に対置されてゐることである。そこから当然に、一九三六年法の原理がそのまゝ一九五〇年法の中に持ち込まれるのである。更に強制仲裁反対論も、表面的には争議権と強制仲裁の原理的矛盾を指摘しながら、⁽³⁾その本来の動機が労働者及び使用者団体の強制仲裁に対する嫌悪という現実にあつたことを示してゐるのである。

(1) Déclaration du Président du Conseil. A. N., 4 janvier 1950 (Ch. CAPEAU, op. cit., p. 117.).

(2) A. GAZIER, A. N., Sancee 4 janv. 1950 (Ch. CAPEAU, op. cit., p. 118.).

(3) 一 (二) 註 (九) 参照。

二 学 説

一九四六年憲法によつて保障された罷業権の意義及びその限界については、多くの論争がなされている。^(c)然し、本稿はそのような一般的課題としての争議権の限界を論ずるものではなく、専ら強制仲裁との関連でなされた議論を検討することにした。かゝる問題の起点は、争議権の保障たる憲法の規定そのものの中に存する。即ち「罷業権はこれを規制する法律の範囲内で行使される」という法律の規制は、強制仲裁の如き強力な罷業権の制限にまで及びうるものであるか？

先づ強制仲裁に反対する論者の意見をきいてみよう。

彼らは強制仲裁制度は論理的にも現実的にも、争議権の保障と矛盾すると考へる。即ち強制仲裁制度の本質は、「法的規制による力関係の排除」である。かゝる制度の下において行われるストライキそれは禁止されたからといつて無くなるものではない⁽¹⁾は必然的に労働契約の解消をもたらす。⁽²⁾更に、強制仲裁制度が力の関係として否定するものが実は労働間の実質的平等を実現するに不可欠のものなのである。

「労働者と使用者との討議において法を創り出すために衝突するのは二つの力である。当事者の合意は、その時の二勢力の均衡点である。この力の観念は重要である。即ち、契約にあつて各当事者は自己の利益及び正義についての考え方を譲らうとする。彼は物的（人数、財力）、知的（論議）、道徳的（信念、犠牲力）エネルギー（人はこれを契約力《force contractuelle》と呼んでいる）を以て他を屈服しようとする。労働者にとつて、ストライキをする可能性はこの契約力の一部をなすものである。強制仲裁によれば、この契約力を弱めるのである。⁽³⁾」

勿論強制仲裁は、力の関係の否定に止らず、更に進んで現実の力関係がもたらすべき不正を除くために、第三者たる仲裁人の判断に社会正義の実現を求めるものであるとされているが、この点についても、反対論はその可能性を

否定する。

「外見上は、強制仲裁は斗争を討議に置きかえ、もはや実力に訴えることのできない当事者は対等の立場で第三者の前に現れる如くである。然し、この対等性は全く理論上のものに過ぎない。……第三者の下に立つとき、事業について知悉している使用者が優位に立ち、労働者は不利な地位におかれることになる。」^(四)

要するに強制仲裁は労働者の罷業権保障と矛盾するのみならず、現実において労使対等の場を作り出すこともできない。更に強制仲裁にあつても罷業権が全面的に否認されていのではないという主張に対しては、「使用者が裁定を履行せぬ時だけしかストライキを認めずして罷業権を保障すると言うが如きは笑ひ話にしかならない」と一笑に付すのである。何故ならば既に仲裁々定自身が、罷業権保障によつて得らるべき社会的正義に制約を加えているからである。

これらの反対論に対して強制仲裁論は、より多く現実的配慮に基くものである。それは主として現行法の任意仲裁制度の効果に対する批判として述べられている。然しながら、これら強制仲裁論者の爭議調整制度に関する考え方は、反対論者の夫とは全く異つてゐる。以下、彼らの主張を要約してみよう。

「労働爭議の調停及び仲裁手続は、強者の法外な主張から弱者の権利を守るためのものである……。若しこの手続がかゝる結果を得ることができないならば、それは意味のない言葉の雜然たる集積であり、ペテンであり、権利に与からぬ者の幻想を醒まさせるものにすぎない。」^(六)

他方これらの手続が効果的なものであるためには、仲裁は必ず強制的でなければならぬ。「仲裁による介入が任意的であり、当事者がこれを受けるか否かにかゝつてゐる限りは、紛争の平和的解決のための手続というものは全くその効果がない。」^(七) 任意仲裁制度にあつては、その制度の効果は、全面的に当事者（現在においては、特に使用者）の

善意にかゝつてゐる。「このことは、この手続にあつては直接交渉によつて得られるところ以上のものを獲得するを許さないものであるから、全く無用のものに過ぎないことを示してゐるのである。」^(九)

勿論強制仲裁制度は労働者の罷業権を制限することとなる。然し、罷業権は大部分の労働者にとつて画餅に終つてゐるのが実状である。「ストライキは、事実、フランスの立法者によつて、彼らの権利を守るために労働者に与えられた唯一の効果的手段である。然しそれは特に危険な方法であり、彼らの中の数百万の人達は、實際はこれを行うことはできないのである。」^(九) 然る以上、強制仲裁はむしろ労働者の利益となるであろう。更に強制仲裁と雖も決してストライキを全面的に禁止するのではなく、ここでは「ストライキが現在では労働者の行動の普通の形となつてゐることに代つて、最上の武器となるのである。同時にストライキは、現在よりも遙かに効果的なものとなるのである。」^(一〇)

- (一) フランスにおける争議権に関する論争の概括的紹介としては恒藤武二『フランス法における争議権』同志社法学一九号
- (二) 現行法第四条は「ストライキは労働者の責に帰すべき重大な過失なき限り、労働契約を断絶しない」と規定している。強制仲裁制度が採られた場合、これに違反するストライキが不法なものとなるのは当然であるから、その場合は労働契約の断絶若しくは使用者による解雇に理由を与えることが考えられる。

- (三) Charles SAVOUILLAN, "Pour l'étude de l'arbitrage obligatoire", *Droit Social*, Février 1951, pp. 98—99.
- (四) SAVOUILLAN, *op. cit.*, p. 99.
- (五) Charles BLONDELES, *Pour l'étude de l'arbitrage obligatoire*, *Droit Social* Mars 1951, p. 172.
- (六) Jacques TESSIER, *Arbitrage facultatif ou arbitrage obligatoire?*, *Droit Social*, Fév. 1954, pp. 84—85.
- (七) TESSIER, *op. cit.*, p. 85. (八) *op. cit.*, p. 85.
- (九) *op. cit.*, p. 83. (一〇) *op. cit.*, p. 86.

三 現行法に対する批判と改正案

任意仲裁しか認めていない現行法は、強制仲裁を採用した一九三六—三八年法に比べてその実績は誠に淋しいものである。^(一)その理由は種々考えられるが、^(二)両者の根本的相違、即ち現行法の仲裁の任意性が大きな原因であることは確かである。従つて多くの提案が、この点をめぐつてなされたことは当然であろう。ところで、^(三)それでも強制仲裁論者とその反対者は、改正案についても当然意見を異にしている。

強制仲裁論者は、前述のように争議権の実際的効果に多分に疑問を持つところから、それが或程度制限されても、強制的仲裁によつて平和的に紛争の解決されることを希望し、すべての争議が先づ以て強制的に調停、仲裁にかけられることを要求する。^(四)但し、仲裁々定の受諾は強制しない。即ち強制附議、任意受諾の型となつて、その後の争議行為は当然自由となる。^(五)そこでは仲裁の強制性は完全に貫かれていとはいえないけれども、彼らは尙、その現実的効性を期待できると考へる。そしてその譲歩は、まさに憲法の争議権保障に由来するのである。

これに対して反対論者は、公権力による斡旋の如き介入の必要を認めながら、尙労働者の欲しない仲裁を認めようとしな^(六)い。従つて彼らが強制的仲裁を認めるのは、労働者がそれを欲した時に限られる。^(七)要するに彼らにおいては憲法による争議権の保障は絶対的なものであり、たゞ、労働者の要求による強制仲裁は、労働団体の弱さによつて生ずべき現実の不公平を除去するためでしかない。然し明らかに、かゝる強制仲裁は強制仲裁の本来の意味から逸脱しているのである。

立法府はその何れに対しても疑問を持つてゐる。即ち強制仲裁が罷業権の侵害となることを恐れると同時に、労働者の希望する強制仲裁のみ認めることは労使対等の原則に反すると考へてゐるようである。^(八)

何れにしても、現行法の欠陥はすべての人の認めるところではあるが、未だに満足すべき解決方法は見出されてい

なうようである。

(一) 一九三六—三八年法の適用時には、仲裁によつて解決された争議件数は、発生した争議総件数の二七・三%に及んでいた。現行法では一九五〇年三月より一九五二年二月迄を例にとれば、争議総件数六、五三〇中、僅かに八件が仲裁裁定によつて解決したにすぎない。(TESSIER, *op. cit.*, p. 82.)

(二) この理由として挙げられているものは、大体次の四点である。

① 仲裁が任意的であること。② こうした争議規制方法に対する関係者の反感。③ 裁定の履行を保障すべき制裁のないこと。④ 破壊後の移送の制度が變つてゐること。(DURAND, *op. cit.*, p. 1068.)

(三) TESSIER, *op. cit.*, p. 86. (E) SAVOUILLAN, *op. cit.*, p. 99.

(五) DURAND, *op. cit.*, p. 1068. (六) DURAND, *op. cit.*, p. 1069.

■ 結 語

勞働争議の平和的処理方法は争議権の強化と共に今後ますますその必要を増すであろう。然しそこには、以上に概述したフランスの論争が示すように幾多の困難が残されている。これらの問題点と現在の制度に現れた一般的傾向を指摘して、本稿の結びに代えたい。

先づ争議権との関係で強制仲裁制度に加えられる非難は、仲裁の強制的機縁を当事者の協定に求めることとなる。ここでは法律的強制はないけれども、協約の仲裁条項が当事者を拘束する、いわば義務的仲裁制度が求められるのである。第二に、仲裁々定に対する当事者の信頼を高め、これによつて仲裁制度の効果をあげようとするれば、仲裁人の選定、その権限の問題と共に統一的裁判機関の設置が必要となる。これはいわば法律技術的問題である。最後に法

律的強制仲裁を排除する自由主義的要求は國家の権力的介入を當事者の自主的解決の援助の限度に止らせるところから、勢い斡旋、調停等が重視されてくる。^(三)こゝでは当然、當事者のかゝる制度に対する協力と善意とが要請されるのである。^(四)

(一) アメリカでは、こうした仲裁協定が広く行われながら、仲裁制度の法制化については労働組合の反対が強いといわれている(菊池勇夫・『労働紛争の平和的処理』、私法、二号、二四頁)。フランスの現行法は任意仲裁制度しか採らなかつたこと前述の通りであるが、労働協約法において仲裁条項を拡張適用される協約の任意的記載事項として掲げ、義務的仲裁を勧奨している(石崎政一郎・『フランスの労働協約法』、(労働法学選書)二二四頁参照)。

(二) この点についてフランスの高等仲裁法院は高く評価されている。尚、同法院は仲裁々々に関する裁判機関であるが、ドイツの労働裁判所(Arbeitsgerichte)は労働事件一般についての統一的裁判所であり、争議の司法的規制として捉えられる(菊池・『裁判の社会化の問題』、比較法雑誌三卷三、四合併号)。

(三) フランスでは一九五五年五月五日命令による斡旋(mediation)が比較的好成績を挙げているとさう(DURAND, op. cit., p. 996)。

(四) DURAND, op. cit., p. 1070.